

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください（共栄火災ホームページ [http://yakkan.kyoeikasai.co.jp]からもご参照いただけます。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。※ご契約者以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

医療保険は、保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）が保険責任の開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故によるケガにより入院した場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

詳細は「ご契約のしおり」等でご確認ください。また、ご契約の保険金の種類は契約タイプによって異なりますので、パンフレット等でご確認ください。

① 保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
疾病入院保険金	<p>○被保険者が保険責任の開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、保険期間中に、その疾病の治療のために継続して2日以上入院された場合、「疾病入院保険金日額×入院日数」の額をお支払いします。</p> <p>○1回の入院についての支払限度は60日または120日です。（契約タイプによって異なります。）また通算の支払限度は730日です。</p>
災害入院保険金	<p>○被保険者が保険責任の開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、保険期間中に、そのケガの治療のために継続して2日以上入院された場合、「災害入院保険金日額×入院日数」の額をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）</p> <p>○1回の入院についての支払限度は60日または120日です。（契約タイプによって異なります。）また通算の支払限度は730日です。</p>
手術保険金	<p>被保険者が保険責任の開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因によるケガの治療を目的として、保険期間中に所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて、入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。</p>
重度入院一時金（特約）	<p>○被保険者が保険責任の開始期以後、次のいずれかの状態に該当された場合、重度入院一時金額の全額をお支払いします。</p> <p>◇保険期間中に悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、その治療のために入院を開始された場合（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、および保険期間の開始日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物は含みません。）</p> <p>◇保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、冠状動脈に狭窄または閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療のために入院を開始された場合</p> <p>◇保険期間中に脳卒中を発病し、それにより言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認され、その治療のために入院を開始された場合</p> <p>◇不慮の事故により、保険期間中に脳挫傷、脊髄損傷または内臓損傷と医師により診断され、その治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
成人病入院保険金（特約）	<p>○被保険者が保険責任の開始期以後に発病した次の成人病を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の業務ができなくなり、かつ、保険期間中に、その成人病の治療のために継続して2日以上入院された場合、「成人病入院保険金日額×入院日数」の額をお支払いします。</p> <p>◇悪性新生物 ◇心疾患（急性心筋梗塞を含みます。）</p> <p>◇脳血管疾患（脳卒中を含みます。） ◇糖尿病</p> <p>◇高血圧性疾患</p> <p>○1回の入院についての支払限度は120日です。また通算の支払限度は730日です。</p>
女性入院保険金（特約）	<p>○被保険者が保険責任の開始期以後に発病した所定の女性疾病を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の業務ができなくなり、かつ、保険期間中に、その疾病の治療のために継続して2日以上入院された場合、「女性入院保険金日額×入院日数」の額をお支払いします。</p> <p>○1回の入院についての支払限度は120日です。また通算の支払限度は730日です。</p>
形成治療保険金（特約）	<p>被保険者が治療を目的として、保険期間中に次の手術を受けられた場合、手術の種類に応じて、女性入院保険金日額の20倍または40倍をお支払いします。</p> <p>◇保険責任の開始期以後に生じた原因による、瘢痕に対する植皮術または瘢痕形成術（非観血手術は含みません。）</p> <p>◇保険責任の開始期以後に初めて診断された、足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術は含みません。）</p> <p>◇保険責任の開始期以後に生じた原因による、乳房切除術（乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。ただし、生検は含みません。）</p> <p>(注) 保険期間の開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物を原因として形成治療保険金の支払事由に該当したときは、形成治療保険金はお支払いできません。</p>
退院後通院保険金（特約）	<p>○被保険者が、疾病入院保険金または災害入院保険金の支払対象となる入院をした後、その入院の原因となった疾病またはケガを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、保険期間中に、その治療のために退院日の翌日からその日を含めて120日の期間内に通院された場合、「通院保険金日額×通院日数」の額をお支払いします。</p> <p>○1回の通院についての支払限度は30日です。また通算の支払限度は730日です。</p>

② 保険金をお支払いできない主な場合

主な場合のみを記載しています。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

○ 保険責任の開始期以前に発病した疾病を目的として入院した場合または手術を受けた場合（注）

（注） 保険責任の開始期以前に発病した疾病であっても、その疾病を直接の原因として保険金の支払事由に該当した日が保険責任の開始期からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

○ 1回の入院につき入院日数が60日または120日（契約タイプによって異なります。）を超えた場合は、超えた日数分については保険金をお支払いできません。2回以上入院された場合でも、原因となる疾病または不慮の事故が同一である場合には、1回の入院とみなします。（疾病による入院について前回の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した翌日以後に入院した場合を除きます。）

- 正常分娩のための入院
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機自転車を運転している間に生じた事故
- 被保険者が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

など

(3) セットできる主な特約とその概要

主な特約およびその概要を記載しています。詳細は「ご契約のしおり」等でご確認ください。また、契約タイプによってセットする特約は異なりますので、パンフレット等でご確認ください。

①無事故戻し特約

保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込みが完了しており、かつ、保険期間中に疾病入院保険金および災害入院保険金の支払われる入院が発生しなかった場合、無事故戻し返れい金の全額をお支払いします。

②保険料払込免除特約

被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合、その状態に該当した日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除します。

- 保険期間中に初めて悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、その治療のために入院を開始された場合（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、および保険期間の開始日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物は含みません。）
- 保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、冠状動脈に狭窄または閉塞があることが心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療のために入院を開始された場合
- 保険期間中に脳卒中を発病し、それにより言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急性に発生し、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認され、その治療のために入院を開始された場合
- 不慮の事故により、保険期間中に脳挫傷、脊髄損傷または内臓損傷と医師により診断され、その治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

①この保険の保険期間（保険のご契約期間）は10年間です。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

②ご契約者から保険期間満了の2か月前までに、更新しない旨のお申出がない限り、この保険は保険期間満了日に自動的に更新されます。更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一で、保険料は更新日現在の満年齢および保険料率によって計算します（したがって、更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。）。更新後の保険契約には更新時の普通保険約款および特約が適用されます（保険料払込免除特約の事由に該当したことにより保険料の払込みを免除しているご契約につきましては、保険料の払込みの免除は更新されず、更新後契約の保険料の払込みが必要となります。）。ただし、保険期間満了日における被保険者の年齢が満81歳以上のときは、自動更新のお取扱いはいたしません（補償を終了させていただきます。）。なお、保険期間満了の2か月前までにお申出があれば、更新日からご契約金額（入院保険金日額等）を減額することができます。ただし、減額には一定の制限があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

（注）更新した場合でも、疾病入院保険金、災害入院保険金、成人病入院保険金、女性入院保険金および退院後通院保険金のお支払いは、初めてご契約された保険契約および更新された全ての保険契約を合わせて通算の730日限度となります。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額（入院保険金日額等）およびセットする特約につきましては、所定の契約タイプからご選択いただくこととなります。被保険者の満年齢・性別・年取等を参考にお選びください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

2. 保険料

保険料は契約タイプ（ご契約金額）、保険期間、保険料払込期間、被保険者の満年齢・性別により決定されます。詳しくはパンフレット等でご確認いただくか、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまのご契約の保険料は申込書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

3. 保険料の払込方法

(1) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、月払口座振替、団体扱、集団扱からご選択いただけます。なお、団体扱・集団扱方式は、お勤め先等の集金者と共栄火災との間で集金事務の委託をしている場合にのみご利用になれます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(2) 保険料払込期間

保険料払込期間は10年間となります。

(3) 保険料払込免除

- ①被保険者が所定の障害状態（高度障害状態または身体障害の状態）となった場合には、障害状態となった日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除します。
- ②保険料払込免除に関する特約をセットするご契約の場合は、払込免除の事由に該当した日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払込むべき保険料の払込みを免除します。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

- (1)ご契約を解約（解除）される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。
- (2)この保険の「低解約返れい金割合」は0%となっています。したがって、この保険契約を解約（解除）された場合でも解約返れい金はありません。なお、解約返れい金の水準は、「低解約返れい金割合」（上限100%）によって異なります。「低解約返れい金割合」が100%より低い場合の解約返れい金の水準は「低解約返れい金割合」に比例して低くなりますが、「低解約返れい金割合」が低いほど、保険料も安くなります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積り、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター 0120-719-112（無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「**あんしんほっとライン**」 **0120-044-077**(無料)

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください（共栄火災ホームページ [http://yakkan.kyoeikasai.co.jp] からご参照いただけます。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。※ご契約者以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1. クーリングオフ制度

この保険は、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(注)すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

- お客様がご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- クーリングオフをされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に共栄火災の本社あてに必ず郵便にてご通知ください。（《記入例》をご参照ください。）
(注)ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- クーリングオフされた場合には、すでに払い込まれた保険料は、速やかにお客さまにお返しします。また、取扱代理店および共栄火災はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
(注)ご契約を解除される場合は、保険期間（保険のご契約期間）の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合があります。

<クーリングオフできない場合>

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）
- 通信販売特約にもとづき申し込まれたご契約

<あて先>

〒179-0075 東京都練馬区高松5の8の20 共栄火災海上保険株式会社 クーリングオフ担当 行

《記入例》

下記保険契約をクーリングオフします。

申込者住所: ○○○○○○	証券番号: ○○○○○○
氏名: ○○○○○	領収証番号: ○○○○○○
連絡先電話番号: ○○○○○	保険期間: 平成○年○月○日
申込日: 平成○年○月○日	～平成○年○月○日
保険種類: ○○○保険	取扱営業店名: ○○○○○○
	取扱代理店名: ○○○○○○

(※)自署以外の場合は、お名前の後に押印をお願いします。

2. 告知義務等

契約締結時における注意事項（申込書・告知書の記載上の注意事項）

- ご契約者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、この場合、保険金のお支払いや保険料払込みの免除ができないことがあります。

この保険では申込書等に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の職業・職種
- 被保険者の生年月日・満年齢・性別
- 健康状態告知書の質問事項
- 他の保険契約

(注)「他の保険契約」とは、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

- 健康状態告知書の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、必ず申込書の健康状態告知回答欄にご記入いただきますようお願いいたします。なお、ご記入内容によってはご契約をお断りさせていただくことがあります。

3. 契約締結後における留意事項

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。
- ご契約者の住所などを変更される場合には、取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせご案内ができませんこととなります。
- ご契約者と異なる方を被保険者とする契約において、この保険契約の被保険者となることについて同意していなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に対してこの保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。
- 以下のお取扱いはできませんので、ご注意ください。
保険期間または保険料払込期間の変更、補償に関する特約および無事故戻し特約の中途付加および中途削除、保険金額の変更、低解約返れい金割合および解約返れい金倍率の変更、保険料の一時払および前納

4. 保険責任の開始日時

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。

保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約」等の特定の特約をセットした場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または共栄火災が保険料を領収する前に保険金の支払事由が発生した場合には保険金をお支払いできません。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の原因によって生じた入院または手術に対しては、保険金をお支払いできません。なお、詳細につきましては、普通保険約款・特約の「保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ご契約者・被保険者・保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- 被保険者の闘争行為または犯罪行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- 被保険者が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- 被保険者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナーなどの使用を原因とする事故
- むちうち症などの症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料の払込時期等

第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに分割保険料の払込み（口座振替を含みます。）がない場合には、払込期日の属する月の翌月末日までの払込猶予期間とします。

(2) ご契約の失効、復活等

- ① 第2回目以降の分割保険料の払込猶予期間（払込期日の属する月の翌末日）内に分割保険料の払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間の満了日の翌日から失効します。失効中に保険金の支払事由が発生した場合、保険金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。
- ② 失効してから1年以内は、所定のお手続きをとっていただいた上で保険契約を復活することができます。この場合、改めて健康状態告知書にご回答いただく必要があります。なお、健康状態告知書の質問事項に1つでも「はい」がある場合、復活はできませんのでご注意ください。

7. 保険契約の消滅

ご契約後に被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅となります。なお、この保険の「低解約返れい金割合」は0%となっているため、ご契約が消滅したことに伴う返れい金はありません。

8. 保険契約の無効・取消し

- (1) ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

9. 重大事由による保険契約の解除

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、この場合、保険金もお支払いできません。

- (1) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることまたは保険料払込みを免除させることを目的として身体障害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- (2) 保険金または保険料払込みの免除の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったこと
- (3) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- (4) 他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- (5) 上記(1)～(4)のほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

10. 解約と解約返れい金

- (1) ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- (2) この保険の「低解約返れい金割合」は0%となっています。したがって、この保険契約を解約（解除）された場合でも解約返れい金はありません。なお、解約返れい金の水準は、「低解約返れい金割合」（上限100%）によって異なります。「低解約返れい金割合」が100%より低い場合の解約返れい金の水準は「低解約返れい金割合」に比例して低くなりますが、「低解約返れい金割合」が低いほど、保険料も安くなります。

(3) この保険契約を解約（解除）されても解約返れい金はありませんので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

11. 万一保険金をお支払いする事由が発生した場合には

- (1) 保険金をお支払いする事由が発生した場合には、保険金の請求書、疾病またはケガの程度を証明する書類をご提出いただけます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、疾病またはケガの程度、事故とケガとの関係、治療の経過・内容、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。
- (2) 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

12. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金および返れい金等は、原則として90%まで補償されます。ただし、引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が金融庁の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合、補償割合は90%を下回ります。

13. 「現在の契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意

現在の契約を解約し、新たなご契約をお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除となることもあります。

新たなご契約の保険責任の開始期前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在のご契約の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在のご契約では保険金をお支払いできません。

14. 代理請求制度

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種お手続き、保険料のお見積りも、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター 0120-719-112（無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077（無料）

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤルー通話料有料】

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

1. 代理店の役割

代理店は、保険契約の締結の代理権を有しており、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがって、代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

2. 契約締結時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料を払い込みいただきますと、団体扱特約など特定の特約をセットした場合を除き、共栄火災所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。また、万一ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、共栄火災にご照会ください。
- (2) 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は共栄火災までご照会ください。
なお、保険契約の締結後であっても、他の保険契約と合算した被保険者の保険金額が共栄火災の引受限度額を超えていることが判明した場合には、保険金額の減額等をお願いさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3. お客さまに関する情報の取扱いについて

- (1) お客さまに関する情報の利用目的について
この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。
○保険契約の引受、保険金の支払その他共栄火災の保険契約の履行および付帯サービスの提供
○保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
○共栄火災、共栄火災グループ会社・団体または提携先の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供
- (2) お客さまに関する情報の第三者提供について
この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。
○上記(1)に定める利用目的の範囲内において、共栄火災グループ会社・団体または提携先企業等と共同利用する場合

- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
 - 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
 - 質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます。）
 - 保険金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合
 - 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共用する場合
- 詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ [http://www.kyoeikasai.co.jp/] をご覧ください。

4. お申込みの際に「約款冊子」の送付を希望されなかった場合

お申込みの際に、約款冊子（ご契約内容の詳細を定めた「普通保険約款・特約」を掲載した小冊子）の送付を希望されなかった場合「約款冊子」は送付（ご契約後に送付する「保険証券」に同封）されませんので、「普通保険約款・特約」は共栄火災ホームページ [http://yakkan.kyoeikasai.co.jp] からご参照ください。なお、あらかじめ「約款冊子」を希望される場合には、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。

※ご契約者以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

○申込書の「親権者・保護者の承認」欄について

- * 申込人が未婚の未成年者（18歳以上の有職者を除く）の場合または後見登記されている場合に親権者または保護者がご署名ください。
（注1）親権者が承認するときは、親権者全員の同意が必要です。
（注2）保護者とは、成年後見人、保佐人、補助人のいずれかをいいます。
- * 被保険者が未婚の未成年者（18歳以上の有職者を除く）で、申込人がその親権者の場合に、申込人以外の親権者がいるときは、その方のみご署名ください。
（注）申込人以外の親権者がいない場合は、ご署名は不要です。
- * 被保険者が満15歳未満の場合は、健康状態の告知欄へは親権者をご回答いただき、その方がご署名ください。